

# 監査報告書

平成22年5月25日

学校法人 清泉女子大学  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

学校法人 清泉女子大学

監 事 田 坂 宏  
監 事 酒 井 伸 夫

私たち監事は、学校法人清泉女子大学の平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の業務及び財産の状況を監査しました。私立学校法第37条第3項第3号の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、主に法人本部において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書につき検討しました。

## 2. 監査結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、財産目録、貸借対照表、収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財産目録は、法令及び寄附行為に従い、記載されたすべての事項が事実に基づいており、財産の状態を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び収支計算書は、学校法人会計基準に準拠して経営状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 所轄庁または理事会及び評議員会に報告すべき、学校法人の業務または財産の状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。  
なお、内部統制システムを整備する必要から、理事会は、人事に関する規程等の内容で再検討すべき時代が到来していることを指摘しておきます。

以 上